

遺族支援保険
などにご加入の
みなさまへ

退職後も引き続き 加入できる保険商品のご案内

在職時と同様に健康告知をすることなく団体保険扱いで、

退職後も引き続き継続できます！

不測の事態（死亡や疾病）に備え、引き続きご継続ください

- 「遺族支援保険」または「遺族支援プラス75」に退職日直前まで加入し、「遺族支援継続給付」・「医療保険」・「総合医療給付」・「三大習慣病保険」にも加入されている方は、これらの保険について団体保険扱い（スケールメリットによるお手頃な保険料）で継続加入することができます。



退職後の継続加入は任意のため、 加入のご意向を確認させていただく必要があります。

今年度60歳に到達される方については、既に7月～8月にご案内しておりますが、早期退職の方や手続きがまだの方は、次の書類を提出してください。

●「遺族支援保険等退職後取扱い申出書」

「遺族支援保険」等に加入されている場合は、退職月の末日までに、所属所の共済事務担当課に提出してください。なお、退職後引き続き再任用常時勤務職員（フルタイム）となる場合は、組合員期間が引き続くため、加入中の状態となりますので、退職後の手続き（上記書類の提出）は不要です。

●「口座振替依頼書」

ご退職後も引き続き加入される場合は、保険料の払込みが給与控除から口座振替に変わるために、「遺族支援保険等退職後取扱い申出書」と一緒に提出してください。

	遺族支援保険等 退職後取扱い申出書	口座振替依頼書	ご対応事項
ご提出状況	提出済	提出済	ご対応は不要です。
	提出済	未提出	継続加入を希望される場合は、「口座振替依頼書」を提出してください。
	未提出	未提出	「遺族支援保険等退職後取扱い申出書」を提出してください。継続加入を希望される場合は、「口座振替依頼書」も併せて提出してください。

継続加入を希望しない場合でも、「遺族支援保険等退職後取扱い申出書」を退職月の末日までに必ず提出願います。

退職後制度へ移行（加入）する機会は、
退職時の一回限りとなります。

注意事項

退職後も継続加入を希望された方のうち、「遺族支援保険」「遺族支援プラス75」の合計保険金額が1,000万円超である場合は、2021年7月～8月のご案内時（退職の翌年度の更新時）に「遺族支援保険」「遺族支援プラス75」の合計保険金額を1,000万円以下となるよう手続きが必要です。

遺族支援保険事業 退職後制度図

在職中

退職

退職後

不測の事態
(死亡・高度障がい)に備えて

病気・ケガによる入院・治療に備えて

遺族支援保険

不測の事態(死亡・高度障がい)となった場合の生活費の保障
継続最高年齢69歳(69歳まで更新可能)^{※1}



継続最高(可能)
保険年齢

69歳

満了時
保険年齢

70歳

遺族支援プラス75^{※3}

不測の事態(死亡・高度障がい)となった場合の生活費の保障
継続最高年齢75歳(75歳まで更新可能)^{※1}



75歳

76歳

遺族支援継続給付^{※4}

不測の事態(死亡・高度障がい)となった場合の生活費の保障
75歳まで加入時と同じ保険料率で継続可能

(注)ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間満了後は80歳まで自動更新の取扱いとなります。また、更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します

継続最高年齢74歳(75歳満了)^{※2}



74歳

75歳

医療保険

継続した入院(2日以上)の保障

※退職後、継続するには「遺族支援保険」または「遺族支援プラス75」の加入が必要

継続最高年齢69歳(69歳まで更新可能)^{※1}



69歳

70歳

総合医療給付

入院・手術などの幅広い保障

※退職後、継続するには「遺族支援保険」または「遺族支援プラス75」の加入が必要
継続最高年齢69歳(69歳まで更新可能)^{※1}



69歳

70歳

三大習慣病保険^{※5}

- 所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき
- 急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき
- 急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき

※退職後、継続するには「遺族支援保険」または「遺族支援プラス75」の加入が必要

7大疾病保障特約

- 所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき
- 急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき
- 急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき

がん・上皮内新生物保障特約

- 所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき

継続最高年齢69歳(69歳まで更新可能)^{※1}

69歳

70歳

一時払退職者傷害保険(保険期間10年間)

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされたとき等の保障

長期療養給付・入院支援保険・傷害総合保険・公務員賠償責任保険

➡ 退職後は継続できません。退職と同時に脱退となります。

継続最高(可能)
保険年齢

79歳

80歳

満了時
保険年齢

継続最高年齢79歳(80歳まで更新可能)^{※2}

※「遺族支援リープラン」「一時払退職者傷害保険」は引受け会社の個人保険となります。今後の環境の変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。

※「遺族支援リープラン」に加入する場合の保険金額は、在職中の加入保険金額の範囲内での加入となります。

※「遺族支援リープラン」については、「遺族支援保険」の継続69歳満了後、「遺族支援プラス75」の継続75歳到達時にご案内いたします。

【注釈】

※1:「遺族支援保険」「遺族支援プラス75」「医療保険」「総合医療給付」「三大習慣病保険」の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時点に加入資格を満たす直後の更新日の前日まで継続加入が可能です。

※2:「遺族支援継続給付」「長期療養給付」「遺族支援リープラン」の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢をむかえられた直後の更新日の前日まで継続加入が可能です。更新日時点まで満期年齢に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。

※3:69歳で遺族支援保険を脱退した後、「遺族支援プラス75」のコース変更はできません。

※4:「遺族支援継続給付」は、余命6か月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。(リビング・ニーズ特約)

※5:「三大習慣病保険」は、余命6か月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。(リビング・ニーズ特約)

【ご注意いただきたいこと】

※「遺族支援保険」「遺族支援プラス75」「医療保険」「総合医療給付」「三大習慣病保険」は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっています。

※「遺族支援継続給付」「総合医療給付」「三大習慣病保険」「長期療養給付」については、配当金はありません。

※「医療保険」「総合医療給付」「三大習慣病保険」の継続は「遺族支援保険」もしくは「遺族支援プラス75」の加入が必要ですが、「遺族支援継続給付」については、単独での継続が可能です。

※退職後継続は在職からの加入が要件となります。

※記載の年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6か月以下は切り捨て、6か月超は切り上げた年齢をいいます。

(例)保険年齢40歳=2021年1月1日現在満39歳6か月を超える40歳6か月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

(「遺族支援継続給付」「総合医療給付」「三大習慣病保険」「長期療養給付」の更新日は2月1日です。)

※「長期療養給付」の年齢は満年齢です。

※制度内容についてはパンフレットをご一読ください。

【総合医療給付】

・総合医療給付は、代理請求特約[Y]付集団扱無配当医療保険(生命保険部分)と医療保険(損害保険部分)をセットしたものです。代理請求特約[Y]付集団扱無配当医療保険と医療保険ではお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合などが異なる場合があります。それぞれの保障内容、保険料等の詳細はパンフレットをご参照ください。

【三大習慣病保険】

・特定疾病保険金、7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。

・7大疾病保険特約、がん・上皮内新生物保険特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。

・特定疾病保険金、死亡保険金または高度障がい保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である三大習慣病保険(無配当特定疾病保険定期保険(II型))は消滅します。この場合、同時に7大疾病保険特約、がん・上皮内新生物保険特約も消滅します。

・特定疾病保険金と死亡・高度障がい保険金とは重複して支払われません。